

国立大学法人弘前大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>●中期目標・中期計画策定の原点 弘前大学は創立以来、教育研究水準の向上を図り、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人格者の育成に努めてきた。</p> <p>国立大学法人化に際し、これまでの教育研究活動についての自己評価、外部評価の答申及び「弘前大学運営諮問会議」における平成14年度の外部評価（現状評価）、平成15年度の外部評価（地域貢献評価）の答申を踏まえた全学的な検討の基に、今後6年間の中期目標・中期計画を策定する。さらに、「弘前大学長期総合計画」を見直し、長期的な視点を踏まえた大学改革を推進する。</p> <p>●弘前大学の目標 弘前大学は、人文学部、教育学部、医学部、理工学部及び農学生命科学部の5学部から成り、幅広く学問領域をカバーしている地方の中規模総合大学である。この特徴を最大限に生かし、弘前大学のモットーである「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」の実現に向け、教育、研究及び地域貢献を展開する。</p> <p>教育目標：弘前大学は、自ら課題を探求する能力を有する自立的な社会人と高度の専門的職業人として国内外で先導的に活躍する人材の育成を目標とする。特に、文理融合型の大学院地域社会研究科を中心として、地元地域で活躍する独創的な人材の育成に重点を置く。</p> <p>研究目標：弘前大学は、人文科学、社会科学、自然科学の融合を図りながら、国際的レベルにある研究、時代を先取りする先見性のある基礎的研究及び地域に貢献する研究の3項目を重点研究として指定するとともに、長期的な研究成果をも念頭に置きながら、全学横断的な支援協力体制の下に研究を推進する。</p> <p>地域貢献：弘前大学の立地する青森県は、人口の過疎化と少子化・高齢化が進み、産業基盤が脆弱なため、若年層の地域外流出も進んでいる。そこで、「地域共同研究センター」、「生涯学習教育研究センター」、「八戸サテライト」及び「青森サテライト教室」を基点とし、積極的に地元地域へ働きかけることによって、地域の発展への貢献及び产学官</p>	

の連携強化を図る。また、医療過疎県なので、附属病院は地域の中核医療施設として、地域医療の充実に当たる。

●学内組織の有機的連携

弘前大学は、中規模総合大学としての機能を十二分に発揮するため、各学部等の特色を生かしながら、学部等の流動性を高めるとともに、有機的な連携を進めることにより、充実した教育の実現と先進的な研究及び積極的な地域貢献の展開を図る。

●北東北国立3大学の連携推進

秋田大学、岩手大学、弘前大学はこれまで再編・統合の可能性について協議を行ってきた。今後、更に一層の連携強化を進める。

●弘前大学の改革理念

弘前大学は、「知」の拠点としての大学の責務を果すため、積極的かつ独創的な発想の基に改革を推進し、大学運営の活性化、教育研究の高度化、学生にとって魅力ある個性豊かな大学作りを促進する。

その実現のために、学内組織と構成員の能力を最大限に發揮できるような弘前大学独自の「評価システム」を構築する。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標（基本方針）

教養教育（21世紀教育）：教養教育の一般的な理念・目標を踏まえ、「21世紀を生きるうえで必要となる基本的な力を養うこと」を目的とする。

学部教育：グローバルな視野を持ち、自ら課題を探求する能力を有する自立した社会人の育成を目指す。

大学院教育：高度の専門的職業人として国内外で先導的に活躍する人材の育成を目指す。特に、地元地域で活躍する独創的な人材の育成に重点を置く。

（1）教育の成果に関する目標

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

（1）教育の成果に関する目標を達成するための措置

○策定した教育目標が意図する教育の成果を達成する。

○教育の成果・効果を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現する。

○教育目標が意図する教育の成果を達成するための具体的方策

教養教育（21世紀教育）

- ・情報収集・処理に関わる基本的技能習得プログラムと情報化社会における倫理教育を連動して行う。
- ・学生の到達目標に応じた外国語の習得プログラムを開発・整備するとともに、外国語能力評価の客觀化を図る。
- ・発言力、批判力を習得させる対話型・双方向型の少人数授業を充実させる。
- ・キャリア教育を導入し、自立した社会人を目指す姿勢を涵養する。

学部教育

- ・多様化する学生の資質・学力に対応して基礎教育を充実・強化する。
- ・各授業科目の到達目標と成績評価基準を明示するとともに、達成度を把握し授業改善に活用する。
- ・インターンシップの拡充、企業人等学外非常勤講師の活用により、実学の充実を図り進路選択を支援する。
- ・学部間の協力体制を整備し、理工学部及び農学生命科学部のJABEE認定を目指した教育を、平成16年度から実施する。
- ・学外の資格試験等を活用し、その結果を踏まえ教育方法の研究、改善を行う。
- ・留学生センターの機能を強化し、平成16年度から短期留学プログラムの充実を図る。
- ・社会人入学制度を積極的に運用し、学生集団の活性化を図る。

大学院教育

[修士課程]

- ・地域社会の需要に応える高度技能・能力を付与する講義・演習・論文指導を行う。
- ・青森サテライト教室を充実する。
- ・本学及び他大学の博士課程進学を前提とする学生への指導を強化する。
- ・社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

[博士課程]

- ・個別指導を徹底し、研究成果の発表を促進する。
- ・各研究科の研究指導協力体制を強化する。
- ・社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・学生による授業評価の方法を工夫し、教育の成果・効果の検証に活用する。
- ・学生の試験結果等の分析を持続的・系統的に実施することにより、教育の達成度を把握し、結果を教育に反映させる。
- ・卒業生及び企業等に対するアンケート等を活用して、教育の成果・効果の検証を充実させる。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・入学試験全体を分析検討し、平成16年度に入学試験及び入学試験体制の抜本的な改善案を策定する。

○策定した教育目標に即して教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供する。

○教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導法等を行う。

○グローバルな視野を持つ自立した社会人を育成するために、内外の大学に止まらず、社会の多様な組織との連携を組み入れたカリキュラムを整備する。

○有効性のある成績評価を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

○策定した教育目標の実現を図るために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。

- ・学部説明会の内容を高等学校と相談しながら、全学的に検討して充実を図るとともに、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用及び高等学校に出向いての講義や説明会を通して、高校生に対する大学理解の向上を図る。
- ・留学生の受入体制の整備を行う。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
学部

- ・本学の教育目標・目的に即した各学部ごとのコア・カリキュラムの導入を図る。
- ・教養教育（21世紀教育）においては、放送大学の授業等の積極的な活用により、多様な授業の選択肢を提供する。
- ・寄附講義等を活用し、選択科目の充実を図る。
- ・学部内、各学部間の講義の有機的な連携を図るため、授業内容等の見直しを実施する。
- ・国際水準の資格取得が可能な教育課程を構築する。
- ・社会と連携した卒業研究を実施する。

大学院

- ・プレゼンテーション能力や論文執筆等の研究者に必要な能力養成に留意したカリキュラム編成を図る。
- ・高度専門職業人養成に即した授業内容と授業形態を導入する。
- ・社会と連携した研究テーマを開発する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・教育課程と授業の特性に合致した授業形態、学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。
- ・高・大連携を促進し、学生の大学教育における適応能力を高める方策を策定する。
- ・インターネットを利用した遠隔授業を実施する。
- ・他大学との単位互換制度を拡充するとともに、開設授業科目の見直し・整理を行う。
- ・社会の多様な組織との連携による学外実習等の充実を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

教養教育（21世紀教育）

- ・教養教育（21世紀教育）の「成績評価の方法と基準」の検証後、適正な評価方法と基準を設定する。

学部

- ・主要な科目的成績基準を策定し、学生に公表する。
- ・成績評価に対する学生からの申し出等を受け付け、処理する制度を構築する。

大学院

- ・大学院教育、高度専門職業人教育における効果的な成績評価方法と基準を設定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教養教育（21世紀教育）の実施体制等は、外部評価等を踏まえて、継続的に点検・改善する。
- ・21世紀教育センターに、「高等教育研究開発室」を設置し、21世紀教育の改善のための

○教育活動の評価及び評価結果を教育の質の改善につなげる。

○学ぶ者が主体であるという視点に立って各学部、大学院、センター等における個性的な教育の到達度を明示し、各教育組織相互の連携によって多様なニーズに応えられる教育体制を構築する。

(4) 学生への支援に関する目標

○学習に関する環境や相談の体制を整え、学習支援を効果的に行う。

○学生相談機能の位置づけを明確にするとともに、相談体制の整備を図る。

○キャリア教育の充実を図るとともに、就職指導体制の整備

諸活動を企画し実施する。

- ・各学部等の教育体制等は、外部評価等を踏まえて、継続的に点検・改善する。
- ・教職員の配置は、全学の長期的目標・目的を踏まえて、学長が実施することを原則とし、重点化が必要な部門等に対しては、全学的に柔軟に対応するシステムを構築する。
- ・各学部においては、学部長が、学部の目標・目的を踏まえて効果的な教員配置計画を策定する。

・教員の採用においては、研究能力とともに教育能力を選考の要件とする。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・教育施設・設備は、原則として、全学的に一元的に管理することにより、共用部分の有効活用等を図る。
- ・シラバスの内容を充実するとともに、必要な部分は電子化し閲覧できるように検討する。
- ・附属図書館の増改築実施を推進し、これに基づいて各学部学科等に分散している教育・研究用資料の集中化・共同利用化を促進するとともに、資料購入に要する経費及び施設利用の効率化・合理化を図る。

○教育活動の評価及び評価結果を教育の質の改善につなげるための具体的方策

- ・全学的な観点から各教員、各組織等の教育活動の評価を実施するとともに、各学部等において、特殊性を踏まえた教育活動の評価を実施する。さらに、その結果を教育改善のための経費配分等に反映させる。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・教員が教育に関する能力を發揮するための支援を充実する。
- ・高等教育における教材開発、授業形態、学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。

・全学的なFD委員会と各学部等のFD委員会が連携し、効果的なFD関連事業を実施する。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- ・学部教育の全学的な連携・充実を図る。
- ・大学院教育の全学的な連携・充実を図る。
- ・岩手大学大学院連合農学研究科の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・生活相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・平成16年度から、クラス担任制、クラスアワー、オフィスアワーの充実等、学生への相談・支援体制を整備する。
- ・平成16年度中に、学生総合相談室、なんでも相談窓口などのメンタルヘルスを含むカウンセリング機能を持つ窓口の連携組織を作る。
- ・学生相談室の利用の調査・解析を行い、精神的な支援サービスの向上を図る。
- ・学生の大学における学習に対して、具体的に助言できる相談体制を充実する。特に、入学から卒業までの一貫した相談体制を整備する。
- ・大学院生固有の学習、生活相談の体制を整備する。
- ・学習、成績に対する学生の苦情処理システムを構築する。

○就職支援に関する具体的方策

を図る。

○学生のキャンパスライフを自立した社会人の生活へ連続させる支援体制を強化する。

○課外活動を積極的に支援する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

○目指すべき研究の方向性

- ・本学の研究目標を、人文科学、社会科学、自然科学の融合を図りつつ、①国際的レベルにある研究分野の重点化、②地元社会の発展に貢献する研究の進展、③先見性のある基礎的研究の推進の3項目におく。

○国際的レベルにある研究分野のさらなる進展を図る。

○地元地域社会の発展に貢献する研究の進展を図る。

- ・キャリア教育の充実を図る。

- ・就職支援センターを設置し、就職支援システムの強化、効率化を図る。
- ・卒業生に対する就職活動の支援方策について検討する。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・独自の奨学制度の設置を検討する。

○社会人・留学生等に対する配慮

- ・留学生センターにおいて、保健管理センター等との協力の下に、健康支援等を含む留学生の支援体制について検討する。
- ・社会人大学院学生のために、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用等による講義を拡充する。

○課外活動の支援体制を強化する。

- ・学生、教職員が参加する総合文化祭の充実を図る。

- ・学生の課外活動施設の整備・充実を図る。

- ・学生の地域における小児病院・介護施設訪問などのボランティア活動を支援する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき措置

- ・「研究推進戦略」を定め、本学の研究ポリシーを常に点検し、内容の向上を図る。
- ・大学として取り組む重点研究を明確にし、予算の重点配分を行う。

○国際的レベルにある研究分野のさらなる進展の目標を達成するための措置

- ・COE レベルに達している研究分野を明確にし、全学的支援を行う。
- ・糖鎖工学、ポストゲノム、遺伝子治療開発研究、強磁場下の生体挙動と影響評価、異分野間統合的研究のコンソーシアム形成、ナノ細胞外マトリックス科学の創成、医療におけるバイオミメティクス研究と開発などの国際的レベルの研究を推進する。

○地元地域社会の発展に貢献する研究の進展の目標を達成するための措置

- ・本学の位置する地域性を踏まえ、第1次産業の活性化に関わる研究（例えば、りんごの総合的研究、バイオマス利用、持続型農業など）を進展させ、地元社会の振興に貢献する。
- ・地域社会研究科を中心に、地域性を重視した文理融合型の研究（例えば、極東アジア・ロシア交流、世界遺産の白神山地、縄文文化など）を発展させる。
- ・地域医療、教育の面において行ってきた多様な研究をさらに発展させ、地元社会に有用な人材を輩出する。
- ・地元地域社会の課題である産業・雇用の創出や文化の創造・発展に寄与する产学官連携の研究をさらに促進する。
- ・理工学部を中心に、地域特有の災害・環境問題（例えば、地震、火山、雪害）に係わる研究を進展させ、地域社会の生活向上に貢献する。
- ・平成16年度開始の地震予知計画（5カ年計画）に即し、内陸部の十和田湖を中心とする地域及び三陸沖について、観測と地震予知の研究に取り組む。

- 先見性のある基礎的研究の重点的推進を図る。
- 研究の水準・成果の検証のシステムを構築する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 全学的な研究目標に沿った研究実施体制を整備する。
- 評価システムを構築し、研究活動の質の向上を目指す。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 地域社会の連携・協力、社会サービス等を充実させ、地域課題の解決に積極的に取組む。
- 産学官連携、地域貢献を推進する。
- 国際社会及び地域社会に貢献する「魅力的な大学」を目指す。

- 先見性のある基礎的研究の重点的推進の目標を達成するための措置
 - ・重点研究の学内公募を行い、先見性のある基礎的研究を明らかにし、全学的に推進する。
- 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
 - ・研究成果の評価システムを作り、著書・論文・特許等（数と引用度）、外部資金の申請と獲得、大学院生の教育などを指標とした数値評価基準を定め、公表する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 全学的な研究目標に沿った研究実施体制の整備のための目標
 - ・研究推進体制を充実させ、本学の戦略的研究を推進する。
 - ・低侵襲手術の実現に向けた、人体機能の解明やその病態治療に有効な医用器械やシステムの開発を、医学部と理工学部が共同して推進する。
 - ・適切な研究者等の配置に関する具体的方策を検討する。
 - ・重点研究を定め、予算配分を行うなど、研究資金の配分システムに関する具体策を実施する。
 - ・全学共同利用の機器分析センターを設置し、機器の整備及び人的配置を図る。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ・学内の分野横断的な研究プロジェクトチームを多数形成し、研究費獲得の推進及び研究の質的発展を図る。
 - ・自己点検・評価を行い、評価結果を研究費の傾斜配分、人員配置等に適切に反映させる。
 - ・業績評価、公表を行うことにより、研究活動の質の向上を図るとともに、優れた研究者の育成・活性化を図り、研究者の処遇に反映できる方策を講ずる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 - ・社会連携委員会を設置し、地域貢献のための体制強化を図る。
 - ・生涯学習教育研究センターの事業を充実させ、地域住民の教育学習要求に積極的に応えるとともに、地域生涯学習の推進を図る。
 - ・青森県内における本学の地域貢献を充実させ、八戸サテライト及び青森サテライト教室の事業展開を図る。
- 産学官連携、地域貢献の実施体制の推進のための措置
 - ・地域共同研究センター、生涯学習教育研究センターなど、学外対応窓口及び関連組織体制の整備を図る。
 - ・民間企業との共同研究、受託研究、受託研究員の受け入れ、民間等との人事交流の促進を図る。
 - ・地域共同研究センターなど、学内共同教育研究施設等の組織の整備を図る。
 - ・知的財産創出本部を設置し、知的財産権の実施、管理及び活用を推進する。
 - ・平成16年度に、産官学連携、就職活動の拠点とする「国立大学法人弘前大学東京事務所」及び「同分室」を設置する。
- 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

す。

○北東北国立3大学間の連携を強化する。

(2) 附属病院に関する目標

○附属病院の位置を確立する。

○病院運営機能の改善を図る。

○治療成績の向上と高度先進医療を推進し、患者本位の医療を促進するとともに、地域医療の充実を図る。

○卒前臨床実習及び臨床研修制度の整備・充実を図り、コ・メディカルの卒前教育並びに生涯教育への関わりを強め

○臨床研究推進のための支援体制の充実を図る。

○その他の目標

- ・留学生センターの体制整備を図り、留学生交流を一層充実させる。
- ・国際交流協定姉妹校との提携を活発化させ、研究者・学生の交換を促進する。
- ・UCTS (UMAP単位互換方式)の早期導入に努める。
- ・帰国留学生及び帰国研究者の人情報の整備し、教育・研究の将来的発展を図る。

○教育研究活動に関する具体的方策

- ・開発途上国等への貢献を目的としたプロジェクトチームを編成する。

○北東北国立3大学（弘前大学、岩手大学、秋田大学）の連携推進にかかる措置

- ・「北東北国立3大学連携推進会議」において、連携強化の具体的方策等について検討し、3大学間の強い連携を進めるとともに、再編・統合に関する検討結果をまとめること。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○組織上の位置づけに関する措置

- ・医学部メディカルスクール構想におけるメディカルセンターとしての役割を担う。

○管理・運営に関する措置

- ・病院長を専任制とし、その権限を強化し、病院長支援体制を整える。
- ・病院長を責任者に経営戦略会議を設置し、経営を担当する理事を通して、その経営方針等を役員会に反映させ、病院の管理運営の充実、強化及び経営の健全化を図る。
- ・第三者機関による病院の評価を受け、医療の質の向上を図る。
- ・診療職員の配置を見直し、診療支援体系の効率化を図る。

○診療に関する措置

- ・診療成績と技術の向上を図り、遺伝子診断・治療等の高度先進医療を開発・推進する。
- ・臓器系統別専門診療体制を整備・充実するとともに、待ち時間の短縮、診療時間の拡大等患者の利便を図る。
- ・地域医療機関とのネットワークを構築し、電腦病診連携システムを構築・充実させることで、地域医療の充実と機能分担を図る。

○教育・研修に関する措置

- ・クリニック・クラークシップを積極的に導入し、チーム医療に基づいた研修を行う。
- ・卒後臨床研修センターを設置し、新医師臨床研修制度においては地域医療を重視した特色ある研修システムの整備を図る。
- ・悪性腫瘍・心疾患・臓器移植等の特色ある専門医養成のための後期研修システムを整備する。
- ・医学部保健学科との連携でコ・メディカル臨床研修システムの構築を図る。

○研究に関する措置

- ・診療科のワクを外した臨床研究を支援する体系及び病院外組織との共同研究推進システムを構築するとともに、高度先進医療開発プロジェクトチームを設置し、脳血管障害等地域特性のある研究を進める。また、臨床試験管理センターの設置に努力する。
- ・高度先進医療開発経費及び科学研究費補助金等外部資金を獲得する。

○その他の目標に関する措置

- ・病院収支の改善を目指し、診療指標の改善を図る。
- ・物流システムを導入し、経費の節減を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを充実させ、診療内容及び実績等を公開するとともに、医師、コ・メディカル及び住民の生涯教育に関する情報を提供する。 ・外来診療体制の再構築、診療の効率化により患者サービスの向上を図る。
<p>(3) 附属学校に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「児童生徒に働きかけ、読みとり、働きかけ返す力を持つ教員」を養成する学部カリキュラムを実現し検証するための教育研究活動を推進し、「一貫教育によって一体化」する地域における先導的実験校の役割を果たすことを目指す。 	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・大学院と学部の実証的研究に対する協力体制を強化する。 ・教員養成カリキュラムを効果的に実施するために、教育実習の見直しを進める。 ・学部教員の附属学校における授業担当や、附属学校教員の非常勤講師等による学部授業担当を促進し、その成果を学部の教員養成カリキュラムの改善に役立てる。 ・附属学校教員の研修制度を整備する。 ・附属学校教員と学部教員との共同研究プロジェクトを一層推進する。 ○学校運営の改善に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・附属小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園の境界を越えた教育方法の見直しを進める。 ・地域に対する先導的実験校として、先進的な研究を進める。また、附属特別支援学校において特別支援を必要とする地域の児童生徒などへの対応を進める。
<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中規模総合大学としての機能を十二分に発揮するため、学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる体制を整備する。 ○大学運営に識見を有する適任者を学長に選任できるよう、学長の選考方法の点検を行う。 ○教育研究の活性化と積極的な社会貢献を進めるため、学部等の管理運営業務の効率化を図るとともに、学部間の連携を強化し、機動的な運営を行う。 ○大学運営に国と社会の意見を積極的に反映させるための取り組みを進める。 ○教員と事務職員との役割分担を見直すとともに、教員組織と事務組織との連携を強化し、機動的な委員会組織等を構築する。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・役員会、経営協議会、教育研究評議会以外に、「経営協議会・教育研究評議会合同会議」、学長、理事、学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置し、学長の方針を全学に周知徹底させる。 ・経営協議会、教育研究評議会から選出された学長選考会議を設置し、平成16年度に学長の選考方法を整備し、法人化後最初の学長選考から新方式を実施する。 ○運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・役員会、経営協議会、教育研究評議会の構成と規模を適切に定めるとともに、全学的な委員会等と管理的職種の構成と数の適正化を図る。 ・学内ネットワークシステムの効率的な活用を進める。 ○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・教授会における審議事項を真に学部等の教育研究に関する重要事項に精選し、教授会の効率化、機能強化を図る。 ・学部に副学部長を、附属図書館に副館長を置くことができることとし、学部等の管理運営の機能充実を図る。また、各学内共同教育研究施設に置かれていた管理委員会、運営委員会のうち、管理委員会を廃止し、教育研究評議会がその役目を担うことで、管理運営の効率化を図る。 ○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営・産学官連携・国際交流等の分野における事務職員の専門性を一層向上させるため、研修や外部人材等の登用の措置をとる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 教育研究の進展や社会的要請に対応するため、学部横断的な教育研究組織の構築及び各研究施設と学部等の連携を進める。

3 人事の適正化に関する目標

- 教職員の能力向上のための人事評価システムを整備し、評価結果の適正な活用を進める。
- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- 目標達成のために、中長期的な観点を踏まえながら、総合大学としての利点を生かし、重点的な教育研究ための全学

- ・経営協議会、教育研究評議会、その他全学的な委員会に事務職員を積極的に参画させ、教員と事務職員等の一体的、効率的運営を図る。
- 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
 - ・全学的な評価システムを構築し、適正な学内資源配分のために活用する。
- 内部監査機能の充実に関する具体的方策
 - ・監査室を設置し、法律に基づく業務監査とは別に、学内における監査を行う。
 - ・役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録を公開広報する。
- 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
 - ・東北地区等の国立大学法人間での事務職員の共同研修等の連携・協力体制に参加し、大学運営の活性化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
 - ・教養教育（21世紀教育）と専門教育及びそれらの関係について点検し、改善計画を作成する。
 - ・学内の各種研究施設、学内共同利用施設等の点検を踏まえ、中期目標・中期計画の第Ⅰ期間中に、再編・重点整備計画を策定する。
- 教育研究組織の見直しの方向性
 - ・地域社会研究科の充実を図る。
 - ・理工学研究科の充実を図る。
 - ・医学研究科の整備を行う。
 - ・医学部の学士編入学制度及び教員体制を整備する。
 - ・教育学部の教員養成学の研究・教育体制を整備する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
 - ・評価室を設置し、評価のための資料収集・管理、情報収集、評価計画の策定・実施、中期目標・中期計画・年度計画の評価のための資料作成を行う。
 - ・評価室の評価資料を基に、各学部等及び教職員等の評価を行い、評価結果に基づく改善方策を策定実施する仕組みを構築する。
 - ・中期目標期間中に、評価システムを進化させ、報奨制度に活用できるようにする。
 - ・評価に関する苦情申し立ての制度を確立する。
 - ・学外有識者の室員を含む人事苦情処理室を設置する。
 - ・教職員等の能力向上のために必要な研修システムを整備する。
- 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
 - ・学長が人員を管理する。中長期的な人事計画の策定と組織別の職員の配置等（人件費管理を含む）についての調整は、役員会の議を経て学長が行う。その際に、中期目標・中期計画・年度計画の評価結果を反映させる制度を導入する。
 - ・外部資金（競争的研究費等）による新たな任用制度を導入する。

<p>的な連携による教員の配置や学内の流動性を考慮した教員の配置を進める。</p> <p>○事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他機関等との人事交流に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・各学部、各研究施設・センター等の新規事業展開及び連携強化に必要な人員を確保できる制度を構築する。 ○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の任期制については、原則として、現行の規則・手續を継承する。 ・全学的なプロジェクト等に関する教員の任期制については、役員会の議を経て学長が提案する。 ・教員の採用は、公募を原則とする。 ○教職員の給与に業績を反映させる具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果を適切に反映させる給与制度を構築する。 ○事務職員の採用・養成・人事交流における具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・専門職能集団としての機能が発揮できる採用、養成方法、研修制度を導入する。 ・大学間等の人事交流の活性化を図る。 ・事務職員等の採用は、試験採用、公募による選考採用、他機関等からの受け入れを適切に組み合わせるなど、多様な方法を導入する。
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>○大学の管理運営や業務推進を担う専門職能集団としての事務組織の体制整備を図る。</p> <p>○各種事務の集中化・電子化等により、事務処理の効率化を図る。</p> <p>○業務の外部委託を推進する。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学の管理運営や業務推進を担う事務組織の体制整備に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・大学の管理運営や業務を分担する各役員に直結した事務部門を整備する。 ・大学院の夜間受講者の増などに即応した勤務態勢を構築する。 ・事務組織及び職員配置を隨時見直し、常に直面する課題に最適に対応できる体制をとる。 ○各種事務の集中化・電子化等による事務処理の効率化に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・文京町地区の学部事務部を廃止し、事務局に集中化するとともに、教授会等学部固有の事務を担当する組織を設置する。 ・事務局各部の企画立案事務の強化を図る。 ・学内情報基盤を活用した事務情報化・ペーパーレス化を推進する。 ○業務の外部委託に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・委託可能な業務の外部委託を推進する。
<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>○科学研究費補助金等の外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>○管理業務の合理化と効率的な施設運営、事務の合理化、人</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研究推進戦略に沿って、科学研究費補助金等競争的資金獲得の増加、産学官連携の強化等の施策を進めることにより、自己収入の増加を図る。 ○附属病院については、高度医療実施機関であると同時に教育研究機関であることを十分考慮した上で、収入と支出のバランスの確保に努める。 ○学生納付金については、国立大学の役割を踏まえ、適正な金額の設定に努める。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー対策等を徹底して実施することで、光熱水料の抑制を図る。

<p>員配置の適正化等を進めることにより、管理的経費の節減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資産の効率的、効果的運用を図る。 	<p>○事務情報化・ペーパーレス化の推進、事務用品の再利用の徹底、管理運営体制の必要に応じた見直し等により管理経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の共同利用の推進、施設の運営方法の改善を図り、効率的な運用に努める。
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己点検・評価及び第三者評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に十分反映させる。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネット上のホームページ及び刊行物の発行等による教育研究活動の状況、入試及び就職情報等の情報提供の充実を図る。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己点検・評価及び第三者評価等に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・諸活動の達成度を点検・評価するために「評価室」を設置し、評価システムの構築及び点検・評価に関する情報収集・分析体制の整備を図る。 ・自己点検・評価及び外部評価を各部局等について実施するとともに、大学全体の活動については定期的に第三者評価を受ける。 ○評価結果を大学運営の改善に十分反映させるための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果について、学長が評価室の分析を基に改善方策を立てるとともに、改善結果の検証を行うことによって、大学運営の十分な改善を図る。 ・評価結果及び改善結果等について、社会にわかりやすい形で公表する。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育研究活動の状況等の情報提供に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・本学の公式ホームページを充実させ、迅速な情報提供、広報活動を行う。 ・一般向け広報誌の発行、ホームページを充実するなど、本学における広報活動を積極的に推進する。
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育研究の成果を上げるため、計画的な施設設備の整備を実施する。 ○施設設備は教育研究活動の基盤であり、大学の資産であることを認識し、大学の経営的観点から長期間に有効的に活用するための管理体制の確立を図る。 ○施設設備の利用状況等の施設の点検評価に基づく、教育研究活動に対応した効果的なスペースの配分等の、全学的な視点による施設設備の有効活用を図る。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の教育研究活動への有効的活用とその管理体制の確立に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・本学の「教育・研究・地域貢献に関する目標」に沿って「長期総合計画」を見直し、教育研究の発展に伴うニーズに対応する長期計画を策定する。 ・経営的視点に立ち、総合的・長期的にキャンパスの施設設備を教育研究活動に対応するため、スペースマネジメント及び予防保全を主体とした施設マネジメントを実施する体制の確立及び施設設備のデータベース化による管理システムの導入を図る。 ・マネジメントの実施については、施設設備の管理運営は原則として全学一括管理とし、担当役員の下に施設設備部門が担当する制度を導入し、このための体制の整備を図る。 〔具体的な施設の整備〕 ・独創的・先端的な学術研究等を推進するための、大学院に対応したスペースを確保・整備し、充実を図る。

○人と環境に優しい、豊かなキャンパスづくりの推進を図る。

○施設整備・管理に当たっては、バリアフリー、環境保全などの社会的要請に十分配慮する。

○耐震診断の実施など、施設の老朽化対策を講じる。

○省エネルギー・省資源意識の啓蒙と普及を図る。

2 安全管理に関する目標

○事故防止体制及び危機管理体制の確立を図る。

○教育研究における安全管理を徹底するために、労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、一元的な全学の管理体制の整備及び安全対策を実施する。

○盗難や事故防止のため、学内セキュリティ対策を講じる。

- ・先端医療に対応した大学病院の必要なスペースの確保・整備を図り、大学病院が地域の中核的医療機関として一層の貢献をするための整備を図る。
- ・学術研究拠点の形成及び地域連携等を推進するため、卓越した研究拠点のスペースを確保・整備し、充実を図る。
- ・国際学術交流等を推進し、世界に開かれた大学を目指すためのスペースを確保・整備し、充実を図る。

○豊かなキャンパスづくりのための具体的方策

- ・特色あるキャンパスづくりのために、学内の交通計画の見直し、道路改修、歩道・駐輪場・駐車場整備の具体的計画を策定する。
- ・緑化及び美観を維持するためのボランティア活動等の具体的活動計画を策定する。
- ・文京町、本町、学園町の各キャンパスを公園化し、市民に開放する。

○社会的要請に対する具体的方策

- ・点字ブロック、障害者用エレベーター等の整備に努める。
- ・化学物質等の管理体制の確立を図り、排水・排気・廃棄物の処理・管理等の一元的管理の規定等を整備し、環境保全対策の推進を図る。

○施設の老朽化対策

- ・耐震診断及びその結果に基づく耐震補強の実施計画を立案し、主要校舎等の耐震補強工事の実施を図る。
- ・竣工後15年経過した主要建物の部位別調査・耐力度調査を実施し、既存建物改修等の実施計画を策定する。
また、その後5年毎に調査を行い、実施計画を5年毎に見直しする。

○省エネルギー・省資源意識の啓蒙と普及のための具体的方策

- ・エネルギー教育調査普及事業と一体となって、省エネルギー・省資源意識の啓蒙とその普及の具体的活動計画を策定すると共に、リサイクル資源活用等の具体的活動計画を策定する。
- ・エネルギー教育関連施設の整備計画を策定する。特に、自然エネルギー教育にも配慮した関連施設の設置計画を作成する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○事故防止体制の確立のための具体的方策

- ・医療事故防止体制、有害業務管理体制の整備（各年度毎の見直しと改善）を図る。
- ・リスクマネジメントの充実を図る。
- ・防犯・防災に対し、責任の所在が明確となるような危機管理体制の確立を図る。

○労働安全衛生法などを踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・安全管理マニュアルの作成、安全教育・訓練、有資格者の配置、全学的な防災計画を策定する。
- ・定期健康診断及びその他各種検診等の受診率の向上を図る。身体面では健康診断・健康相談の充実を図る。特にカウンセリング機能の充実を図る。
- ・21世紀教育、各学部教育における安全管理・事故防止の具体的方策を定期的に見直す。

○学内セキュリティのための具体的方策

○実験施設等における安全管理の啓蒙と普及に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・盜難や事故防止のため、学内各部局等のセキュリティ対策を点検し、マニュアル等の見直しを図る。 ・情報セキュリティの対策を講じる。 <p>○実験施設等における安全管理の啓蒙と普及のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理のマニュアル等の作成及び安全管理に関する研修会等を実施する。 ・安全を全てに優先するため、安全衛生管理組織体系の再構築を図る。 						
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p>						
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○短期借入金の限度額 30億円</p> <p>○想定される理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。 						
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学部附属病院施設の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地並びに建物について、担保に供する。 ・病院特別医療機械設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地並びに建物について、担保に供する。 						
	<p>IX 剰余金の用途</p> <p>○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>						
	<p>X その他</p> <p>1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1006 1283 2084 1475"> <thead> <tr> <th data-bbox="1006 1283 1392 1357">施設・設備の内容</th><th data-bbox="1392 1283 1650 1357">予定額（百万円）</th><th data-bbox="1650 1283 2084 1357">財 源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1006 1357 1392 1475"> <ul style="list-style-type: none"> ・(医病) 外来診療棟 ・小規模改修 ・多目的心臓血管撮影診断治療 </td><td data-bbox="1392 1357 1650 1475"> 総額 7,489 </td><td data-bbox="1650 1357 2084 1475"> 施設整備費補助金 (1,094) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (6,395) </td></tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源	<ul style="list-style-type: none"> ・(医病) 外来診療棟 ・小規模改修 ・多目的心臓血管撮影診断治療 	総額 7,489	施設整備費補助金 (1,094) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (6,395)
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源					
<ul style="list-style-type: none"> ・(医病) 外来診療棟 ・小規模改修 ・多目的心臓血管撮影診断治療 	総額 7,489	施設整備費補助金 (1,094) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (6,395)					

その他、民間出えん金として(医病)立体駐車場を現物寄付として受入れる予定である。

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- 教員の任期制は現行のとおり継続し、教員の採用は公募を原則として、教員の流動性向上を図る。
- 優れた業績を上げた者が適正に評価されるとともに、個々の能力を発揮できるような仕組みが整備されていくような評価システムを構築する。
- 中長期的な人事計画の策定、重点的な教育・研究のための全学的な連携により、各学部、各研究施設・センター等の新規事業展開及び連携強化に必要な人員を配置する。
- 外部資金(競争的研究費等)による新たな任用制度を構築する。
- 教員以外の事務職員等については、専門職能集団としての機能が発揮できる養成方法及び「社会人入学によるキャリア・アップ研修」などの研修制度を構築する。
- 教員以外の事務職員等については、大学間等の人事交流の活性化を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 85,779百万円(退職手当を除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	1,223	1,225	1,256	1,256	1,256	1,265	7,481	10,219	17,700

4 災害復旧に関する計画

平成17年3月に発生した雪害により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画													
I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 2 教育研究上の基本組織		I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置													
別表（学部、研究科）		別表（収容定員）													
学部	人文学部 教育学部 医学部 理工学部 農学生命科学部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成</th> <th>人文学部 1,390人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 680人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年</td> <td>医学部 1,420人 (うち医師養成に係る分野 560人)</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td>理工学部 1,220人 農学生命科学部 740人</td> </tr> </tbody> </table>		平成	人文学部 1,390人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 680人)	16年	医学部 1,420人 (うち医師養成に係る分野 560人)	度	理工学部 1,220人 農学生命科学部 740人						
平成	人文学部 1,390人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 680人)														
16年	医学部 1,420人 (うち医師養成に係る分野 560人)														
度	理工学部 1,220人 農学生命科学部 740人														
研究科	人文社会科学研究科 教育研究科 医学研究科 保健学研究科 理工学研究科 農学生命科学研究科 地域社会研究科 岩手大学大学院連合農学研究科 (参加校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成</th> <th>人文社会科学研究科 32人 (うち修士課程 32人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年</td> <td>教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人)</td> </tr> <tr> <td>度</td> <td>医学研究科 256人 (うち博士課程 256人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>理工学研究科 168人 (うち修士課程 160人) (うち博士課程 8人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農学生命科学研究科 120人 (うち修士課程 120人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域社会研究科 18人 (うち博士課程 18人)</td> </tr> </tbody> </table>		平成	人文社会科学研究科 32人 (うち修士課程 32人)	16年	教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人)	度	医学研究科 256人 (うち博士課程 256人)		理工学研究科 168人 (うち修士課程 160人) (うち博士課程 8人)		農学生命科学研究科 120人 (うち修士課程 120人)		地域社会研究科 18人 (うち博士課程 18人)
平成	人文社会科学研究科 32人 (うち修士課程 32人)														
16年	教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人)														
度	医学研究科 256人 (うち博士課程 256人)														
	理工学研究科 168人 (うち修士課程 160人) (うち博士課程 8人)														
	農学生命科学研究科 120人 (うち修士課程 120人)														
	地域社会研究科 18人 (うち博士課程 18人)														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成</th> <th>人文学部 1,380人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 680人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>医学部 1,420人 (うち医師養成に係る分野 560人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>理工学部 1,220人 農学生命科学部 740人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人文社会科学研究科 32人</td> </tr> </tbody> </table>		平成	人文学部 1,380人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 680人)		医学部 1,420人 (うち医師養成に係る分野 560人)		理工学部 1,220人 農学生命科学部 740人		人文社会科学研究科 32人				
平成	人文学部 1,380人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 680人)														
	医学部 1,420人 (うち医師養成に係る分野 560人)														
	理工学部 1,220人 農学生命科学部 740人														
	人文社会科学研究科 32人														

17 年 度	教 育 学 研 究 科	(うち修士課程 32人) 84人 (うち修士課程 84人)
	医 学 系 研 究 科	281人 〔うち修士課程 25人〕 〔うち博士課程 256人〕
	理 工 学 研 究 科	176人 〔うち修士課程 160人〕 〔うち博士課程 16人〕
	農 学 生 命 科 学 研 究 科	120人 (うち修士課程 120人)
	地 域 社 会 研 究 科	18人 (うち博士課程 18人)
	人 文 学 部	1,380人
	教 育 学 部	960人 (うち教員養成に係る分野 680人)
	医 学 部	1,420人 (うち医師養成に係る分野 560人)
平 成	理 工 学 部	1,220人
	農学生命科学部	740人
	人 文 社 会 科 学 研 究 科	32人 (うち修士課程 32人)
	教 育 学 研 究 科	84人 (うち修士課程 84人)
	医 学 系 研 究 科	306人 〔うち修士課程 50人〕 〔うち博士課程 256人〕
	理 工 学 研 究 科	184人 〔うち修士課程 160人〕 〔うち博士課程 24人〕
	農 学 生 命 科 学 研 究 科	120人 (うち修士課程 120人)
	地 域 社 会 研 究 科	18人 (うち博士課程 18人)
18 年 度	人 文 学 部	1,380人
	教 育 学 部	960人 (うち教員養成に係る分野 680人)

平 成 19 年 度	医 学 部	1, 420人
	(うち医師養成に係る分野	560人)
	理 工 学 部	1, 220人
	農学生命科学部	740人
	人 文 社 会 科 学 研 究 科	32人
	(うち修士課程	32人)
	教 育 学 研 究 科	84人
	(うち修士課程	84人)
	医 学 研 究 科	247人
	(うち博士課程	247人)
平 成 20 年 度	保 健 学 研 究 科	59人
	(うち修士課程	50人)
	(うち博士課程	9人)
	理 工 学 研 究 科	184人
	(うち修士課程	160人)
	(うち博士課程	24人)
	農 学 生 命 科 学 研 究 科	120人
	(うち修士課程	120人)
	地 域 社 会 研 究 科	18人
	(うち博士課程	18人)
平 成 21 年 度	人 文 学 部	1, 380人
	教 育 学 部	960人
	(うち教員養成に係る分野	680人)
	医 学 部	1, 430人
	(うち医師養成に係る分野	570人)
	理 工 学 部	1, 220人
	農学生命科学部	740人
	人 文 社 会 科 学 研 究 科	32人
	(うち修士課程	32人)
	教 育 学 研 究 科	84人
	(うち修士課程	84人)
	医 学 研 究 科	238人
	(うち博士課程	238人)
	保 健 学 研 究 科	68人
	(うち修士課程	50人)
	(うち博士課程	18人)
	理 工 学 研 究 科	184人

		農学生命科学研究科 (うち修士課程 160人) (うち博士課程 24人) 120人 (うち修士課程 120人) 地域社会研究科 18人 (うち博士課程 18人)
平成		人文学部 1,380人 教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 680人) 医学部 1,450人 (うち医師養成に係る分野 590人) 理工学部 1,220人 農学生命科学部 740人
21	年度	人文社会科学研究科 32人 (うち修士課程 32人) 教育学研究科 84人 (うち修士課程 84人) 医学研究科 224人 (うち博士課程 224人) 保健全学研究科 77人 (うち修士課程 50人) (うち博士課程 27人) 理工学研究科 184人 (うち修士課程 160人) (うち博士課程 24人) 農学生命科学研究科 120人 (うち修士課程 120人) 地域社会研究科 18人 (うち博士課程 18人)

(別紙)

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 16 年度～平成 21 年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	66,499
施設整備費補助金	1,094
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,912
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	101,635
授業料及入学金検定料収入	23,319
附属病院収入	77,799
財産処分収入	0
雑収入	517
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	6,146
長期借入金収入	6,395
計	184,681
支出	
業務費	153,968
教育研究経費	74,327
診療経費	65,504
一般管理費	14,137
施設整備費	7,489
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	6,146
長期借入金償還金	17,078
計	184,681

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額85,779百万円を支出する。(退職手当は除く)

(注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

(注) 退職手当については、国立大学法人弘前大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

(注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

①「一般管理費」:

管理運営に必要な職員（役員含む）の人事費相当額及び管理運営経費の総額。

$L_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $L_{(y)}$ 。

②「学部・大学院教育研究経費」:

学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。 $D_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $D_{(y)}$ 。

($D_{(x)}$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

③「附属学校教育研究経費」:

附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。

$D_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $D_{(y)}$ 。

($D_{(x)}$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

④「教育等施設基盤経費」:

教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

$F_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $F_{(y)}$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

⑤「入学料収入」:

当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

⑥「授業料収入」:

当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

⑦「学部・大学院教育研究経費」:

学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。

$D_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $D_{(y)}$ 。

⑧「附属学校教育研究経費」:

附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。

$D_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $D_{(y)}$ 。

⑨「教育研究診療経費」:

附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。

$E_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $E_{(y)}$ 。

⑩「附置研究所経費」:

附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。

$E_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $E_{(y)}$ 。

⑪「附属施設等経費」:

附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。

$E_{(y-1)}$ は直前の事業年度における $E_{(y)}$ 。

⑫「特別教育研究経費」:

特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑬「特殊要因経費」:

特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

⑭「その他収入」:

検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。

平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑯「一般診療経費」:

附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

⑰「債務償還経費」:

債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑱「附属病院特殊要因経費」:

附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑲「附属病院収入」: 附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

$D(y)$: 学部・大学院教育研究経費(②・⑦), 附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

$E(y)$: 教育研究診療経費(⑨), 附置研究所経費(⑩), 附属施設等経費(⑪)を対象。

$F(y)$: 教育等施設基盤経費(④)を対象。

$G(y)$: 特別教育研究経費(⑫)を対象。

$H(y)$: 入学料収入(⑤), 授業料収入(⑥), その他収入(⑭)を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

$I(y)$: 一般診療経費(⑯), 債務償還経費(⑰), 附属病院特殊要因経費(⑱)を対象。

$J(y)$: 附属病院収入(⑲)を対象。

($J'(y)$ は、平成16年度附属病院収入予算額。 $K(y)$ は、「経営改善額」。)

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) \quad L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) \quad M(y) = M(y)$$

$L(y)$ ：一般管理費（①）を対象。

$M(y)$ ：特殊要因経費（⑬）を対象。

【諸 係 数】

α （アルファ）：効率化係数。△1%とする。

β （ベータ）：教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ （ガンマ）：教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

ε （イプシロン）：施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ （ラムダ）：経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金收入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、产学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、過去の実績により試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	169,064
経常費用	169,064
業務費	150,025
教育研究経費	10,131
診療経費	40,510
受託研究費等	2,466
役員人件費	726
教員人件費	54,077
職員人件費	42,115
一般管理費	5,805
財務費用	3,601
雑損	0
減価償却費	9,633
臨時損失	0
収入の部	173,897
経常収益	173,897
運営費交付金	63,387
授業料収益	18,630
入学金収益	2,974
検定料収益	787
附属病院収益	77,799
受託研究等収益	2,466
寄付金収益	3,429
財務収益	7
雑益	517
資産見返運営費交付金等戻入	2,020
資産見返寄付金戻入	162
資産見返物品受贈額戻入	1,719
臨時利益	0
純利益	4,833
総利益	4,833

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 純利益、総利益を計上している理由は、医学部附属病院における長期借入金に係る償還元金が、長期借入金により取得した償却資産の減価償却費を上回ることによるものである。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	186,072
業務活動による支出	155,823
投資活動による支出	11,780
財務活動による支出	17,078
次期中期目標期間への繰越金	1,391
資金収入	186,072
業務活動による収入	174,280
運営費交付金による収入	66,499
授業料及入学金検定料による収入	23,319
附属病院収入	77,799
受託研究等収入	2,466
寄付金収入	3,680
その他の収入	517
投資活動による収入	4,006
施設費による収入	4,006
その他の収入	0
財務活動による収入	6,395
前期中期目標期間よりの繰越金	1,391

[注] 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

[注] 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額(1,391百万円)が含まれている。